

# ランカスター朝における庶民院の立場

尾野 比左夫

【要約】 英国憲政史上、ランカスター朝議會の發達は注目すべき現象と考えられ、重要な評価が下されているが、その本質については立ち入った考究は存在せず、同時にヨーク・テューダー朝議會との関連についても、明確な解答が与えられていない現状である。ランカスター朝治世は、一方において封建大貴族の権力集中した時期であるとともに、他方、テューダー絶対主義の藩屏たるジェントリ層の發芽・發展する時にあたり、議會においても、当然かかる事情が反映するはいうまでもない。

本稿は右の事情を考慮しつつ、従来未開拓な分野であったランカスター朝議會の本質、ひいてはそのヨーク・テューダー朝議會との関連性について考察するが、その行程を、(一)庶民院と封建大貴族との関係―庶民院の王国統治上に占める位置、(二)議員の社会的基盤の变化―ジェントリ層の都市選挙区への進出状況、(三)第二節と関連して州・都市選出議員の基盤の同質性、の三節に分けて検討した。

史林 四九卷六号 一九六六年一月

## 序

英国絶対主義成立の前夜一世紀間を君臨したランカスター・ヨーク両朝については、しばしば対照的評価のなされるのが通例である。すなわち、テューダー絶対主義の先駆と評価されるヨーク朝に対し、ランカスター朝は、少数の封建大貴族による政治支配・王権制限の時代という特色をもち、これは通常「早熟的立憲政治」①として、英国憲政史上、重要な意義を有すると考えられる。ランカスター朝の「早熟性」にかんする従来のかかる見解は、具体的に

は庶民院の著しい發達を基礎としており、これを以て名譽革命後の憲政の確立に匹敵するほどの憲政的価値を有すると強調、ヨーク朝の「従順議會」的傾向と対比するのである。②③④

ここにランカスター朝庶民院の著しい發達とは、立法・課税承認の際、庶民院の優位を確立したことをいうが、その根柢をなす要素は封建大貴族の権力に他ならず、当治世に發達した他の合議・諮問機関と同じく、庶民院の發達現象も、彼ら封建大貴族の王国統治に占める比重の増大と関連して考察される。

ところで、近年、中世庶民院の社会的基盤の研究がすすむに⑤

もない、ランカスター朝庶民院の構成には一種の変化が生じたこととテューダー絶対主義の藩屏たるジェントリ層の庶民院への進出が指摘され、この観点からみると、当朝においてテューダー朝庶民院の基礎が成立したと考えられる。

かくすれば、ランカスター・ヨーク兩朝庶民院を対照させる従来の見解は再考をうながす必要を生ずるとともに、ランカスター朝庶民院における「早熟性」の意義も、周知の評価とは異なった解釈・評定がなされねばなるまい。一方、ロスケル、マキサックにみられるランカスター朝とヨーク・テューダー朝庶民院の社会的基盤の同質性の説も、議員の社会的基盤から明確化したこととまり、更に庶民院の性格を——庶民院と社会構成との関連を深く追求するにはいたっていない。

ではランカスター朝庶民院は如何なる性格を有するものであるか。その「早熟性」とは如何に解すればよいか。

本稿は、右の問題を解決する企図の下、かく発達したとされる当朝庶民院の位置（王国統治上に占める）を、封建貴族との政治的關係を通じて究明し、更に議員構成の変化を当時の社会的背景との関連において具体的に検討することによって、ランカスター朝庶民院の本質、ヨーク朝との関連を明らかにしたい。

① Adams, G. B., Revised by Schuyler, R. L., Constitutional

History of England, London, 1921. Reprinted, 1956, p. 216.

② *ibid.*, pp. 216-7, Plummer, C., ed. by Fortescue on the Governance of England, Oxford, 1885.

③ 大野真司「イギリス絶対主義の先駆」〔横浜大学論叢〕第六卷三・四合併号。

④ 学説史的にみれば、ヨーク・テューダー朝に對比してランカスター朝の憲政的意義を強調する見解は、名譽革命以来一世紀以上にわたって英国憲政史学の主流をなしてきたホイッグ史家の流れをくむものが主張し、スタブス、ハラム、アダムズ、ブラマー等がこれに属する。

⑤ この研究はロスケル、マキサックによって代表される。 Cf. Restell, J. S., *The Commons in the Parliament, 1564*; Mokissack, M., *The Parliamentary Representation of the English Boroughs during the middle Ages, 1932*.

⑥ 英国憲政史家の間では、一九世紀末以後、従来のホイッグ史家にたいして台頭してきたトリー史家が、種々の角度から、ランカスター朝庶民院にたいする過大な憲政的評価を批判し、とくに社会構成の面からすると、その本質の一端はむしろヨーク・テューダー朝への連続性を示しうるもの（明確に両者の間の連続性を主張しているわけではないが）とみている。この見解の代表者は、上記のロスケル、マキサックの他、ジョリフ、クライムズ、ピクソーン等がある。なおホイッグ、トリー兩史家の説を紹介することは別の機会にゆずりたい。

## 二

まず、庶民院と封建大貴族との政治的關係からみる。

英国において、庶民院が成立するのは、エドワード三世治世、

一三三〇年代、州選出の騎士と都市代表の市民が協議して以来のこととされ、その後一四世紀の間に一つの独立した政治機関として順調な発展をとげているが、ランカスター朝治世になると、封建貴族の権力集中、王権の弱体化にともなう合議・諮問機関の権限強化と関連して、議会の特権、権能も著しく発達、ここに庶民院の基礎がぎざかれるにいたった。この治世成立した庶民院の特権・機能の主なものとは(一)討論の自由の確立、(二)議会の開催中、議員は逮捕されないこと、(三)課税先議権(貴族院にたいし)、(四)財政支出の権限、(五)立法における主導権の確立の五つであるが、この中、序文でもふれたごとく、課税先議権と請願審議・立法権がとくに注目すべき現象と考えられるので、ここでは、この二大特権を中心に封建大貴族との関係を検討しよう。

(一)課税——そもそも、ランカスター朝における庶民院発達の理由は、上述したごとく、封建大貴族による王権制限の事実が挙げられるが、その他、重要な要素となるものが、王国財政の窮乏なる事態に他ならなかった。すなわち、王国財政の窮乏は封建大貴族に借款を求めるとともに、その借款の担保及び臨時税、換言すれば財政を庶民院に依存することになり、これが当然、庶民院の発達を一層促進したわけである。<sup>④</sup>

元来、議会の成立・発達事象は、課税の問題と密接な関係をも

しており、中世の英国にあっては、関税——補助関税、俗人の十分の一税・十五分の一税が議会の承認を必要とする租税であった。しかし一四世紀には、貴族院・庶民院が夫々別個に審議・承認していたが、一三九五年以来、庶民院が貴族院の助言と同意を得て課税を承認する慣行がつくられ、これは一四〇七年の議会で再確認された。<sup>⑤</sup>

ところで、ランカスター朝においては国王が財政資金の徴達を必要とする場合、国王はまず諮問会議(宗教・世俗貴族、王国統治機関の高級官吏により構成、場合によっては有力な騎士層も参加)の同意を求める——換言すれば課税を必要とする政策は主として諮問会議で協議する——ことになっており、しかる後庶民院は該当課税の承認を行なったのである。<sup>⑥</sup> また、大幅の借款を供与した大貴族が担保として課税承認を求めた例も少なくない。

今これらの状況をみるため、二、三の議会における課税を例に挙げると。

ヘンリー四世の第二議会(一四〇一年)。一三九九年、ランカスター朝の成立以来、王国財政は困窮していたが、ついにフランドン・スコットランド・ウェールズ戦争資金徴達のため、第二議会の開催をみるにいたり、ここで、トン税・ポンド税〔ブドー酒一トンにつき二シリング、一般商品八ペンスの率〕の二年間徴収、

十分の一税・十五分の一税が承認された。これよりさき、一四〇〇年に諮問會議が開かれ、貴族の軍役提供とともに、資金徴達の同意が国王に与えられている。<sup>⑦</sup>

ヘンリー五世の第五議會（一四一五—一六一年）。対仏戦争の再発に直面して、一四一五年四月中旬、王の遠征期間中における国内統治・防衛・軍隊給与の問題等を討議するため、諮問會議が開催され、ここで政策的諸事項の決定をみた。そして課税の必要にあたり、十一月、議會の召集が行なわれ、同年の会期中に、補助関税の終身通用、二つの十分の一税。十五分の一税が承認されている。<sup>⑧</sup>

ヘンリー五世の第六議會（一四一六年）。十月一九日、ウェストミンスターで開催、二つの十分の一税・十五分の一税を承認するが、この中、一カ二分の一は翌年の二月二日に、残りの二分の一は一七年十一月十一日に徴収さるべきことを決定した。なお貴族は、この二つの特別税を担保に国王に資金を提供したのである。<sup>⑨</sup>

ヘンリー六世の第七議會（一四三一年）。当面の対外・国内問題がなかったにもかかわらず、一つの十分の一税・十五分の一税（三一年十一月徴収）、三分の一の同税（三二年九月份徴収）、特殊税（土地課税—騎士及び借地人、年収二〇ポンドにつき二〇シリング、三二年六月二五日納入）、羊毛関税、トン税、ポンド税の延長・更新と多くの大幅借款の返済と、同時に新しく借入する

に必要な担保資金のためになされた。そして当議會の开会・議事行程は主に政府への最大債権者たる大宗教貴族ボウフート枢機卿<sup>カウシナル</sup>と密接な関係をもっていたのである。<sup>⑩</sup>

ヘンリー六世の第十議會（一四三五年）。対フランス・ブルグンド関係の悪化にともない、三四年四月末に諮問會議が召集され、戦争政策の討議が行なわれた。ここでは、戦争政策の推進にあたり、四八、〇〇〇〇〇〇ポンドの費用の必要性、及びこの金額の徴達の困難さを説いているが、その後漸次、戦争準備がすすむにつれ、各有力貴族が王の財産、議會の十分の一税・十五分の一税などを担保に資金の融通をはかっている。かような事態にもとづき、翌三五年十月、議會が開かれ、十分の一税・十五分の一の税（以前より四〇〇〇ポンド減）、及び羊毛税、トン税・ポンド税の一年間徴収、更に自由農民・官吏への累進課税（年収五〜一〇〇ポンドは、一ポンドにつき六ペンス、年収一〇〇〜四〇〇ポンドは一ポンドにつき八ペンス、四〇〇ポンド以上は一ポンドにつき三シリング）が承認された。<sup>⑪</sup>

（二）請願審議—立法権——従来より法律は多少とも請願にもとずいて制定されていたが、完成した法律はしばしば請願の内容とは異なっていた。それがヘンリー四世以来、議會と関係のない法律はほとんどなくなり、ついに一四一四年の議會においてヘンリー

一五世は、「請願には何も附加しない（王は宗教貴族・世俗貴族・庶民院の同意を得て……）」の誓約を行ない、法律は請願にもとづいて制定されることとなった。しかしながら右述のヘンリー五世の誓約にもあるごとく、貴族の同意が得られなければ請願は法律とはならなかったのである。その実例をヘンリー六世の第一議會（一四二二年）についてみよう。提出された六つの請願の中、修正されずそのままの形で通過した案件は一件のみ、他の四件は修正の形でもって法律となり、あとの一件は完全な否決のうきめにあった。一方、貴族が諮問會議で討議し承認した五つの案件については、庶民院におくられ、ここで審議されたが、第一件については庶民院が修正を希望、この修正は貴族の承認を得て実施されることとなる。<sup>⑩</sup>

(三) 国事行為——これは王と貴族、とくに諮問會議の管轄に属し、庶民院はあまり関与しなかった。勿論、形式上は、国王の即位における議會の承認、対外政策・宗教・經濟問題等国家の重要施策に関する議會の協議権は存し否定されなかったが、しばしば無視されたことはたしかである。対外問題について実例を挙げると、一四三一年のトロワ条約の改訂交渉から庶民院は除外され、一四三一年のトロワ条約の改訂交渉から庶民院は除外されて、一四三九年のトロワ条約の改訂交渉から庶民院は除外されて、七年の議會においては開會の辞の中でさえ、この問題にかんする

言及はみられない。<sup>⑪</sup>

このように、ランカスター朝治世にあっては、王国の統治・政策は大貴族の主導するところであり、庶民院もこれら大貴族の政策反映の一舞台として活躍したといえる。今、この状況について、ヘンリー六世の第九議會（一四三三年）を具体例に挙げて検討する。

この議會は、当面せる財政窮迫にたいして財務長官の交代——クロムウェル卿の任命、彼による財政白書（國家予算案）の提出——財政危機の訴えなど種々の財政難克服策をうちだしたが、かかる対策・処置は、対仏遠征軍司令官として勢力のあった有力貴族ベドフォード公（先述のポウファート枢機卿、撰政グロスター公とともに最大の政治勢力をもつ三大貴族の一人）の計画・指導のもとに行なわれた。すなわちベドフォード公は、駐仏軍隊の増派を必要とみなし、それを実現するには政府高官、就中、財務長官の協力がなければならないと考えた。そこでまず、当時の財政窮迫を理由に、スクールブ財務長官に責任をとらせて彼を免職し、財務専門家クロムウェル卿の長官任命を演出する。ついで公は新長官との協力において駐仏軍隊増派のための資金を得んと努力するが、具体的には、王国財政の本質・実体を調査させ、財政白書の作成、議會への提出を行なわしめることとなった。クロムウェ

ル長官が財政白書を議会に提出して財政危機をうったえ、各界の協力を求めたのは、実はかかる事情が根底に存したからである。更に公の指導は、各政府高官・官吏給与引下げの実現にもおよび、貴族の協力を得て徹底的な財政節減の努力がなされたのだった。<sup>15)</sup>

では庶民院はこれら大貴族に絶対的に服従していたのだろうか。否、大貴族は政策を遂行する際、財源確保の点からも、また彼ら自身、王国へ貸付を行なう面からも庶民院の協力が必要であり、従って庶民院は全面的に貴族の政策・方針に従ったわけではない。このことは上述した一四二二年の議会（請願審議の場合）<sup>16)</sup>をみても明らかであるが、更に詳細に庶民院の立場を追求するため、上述の一四三三年の議会を再度とりあげる。

七月開会された議会は一時休会のもの、十月に再開されたが、このとき貴族は、財政にかんする討議を要請、しかるに庶民院は經常支出以外の如何なる財政支出の計画も示さず、逆に議題を当議会の最初の事項——裁判所の内外において有力貴族が罪人を支持する問題に転換、やむなく貴族もこれに同意、貴族はかかる罪人抑圧にたいするすでに廃たれていた規約の遵守するのを容認せざるを得なかった。ついで庶民院は、ベドフォード公の戦争推進策を牽制し、公が国内統治に勢力を集中するよう提案、この案は認められた。このような状態において、公は上述した高級官職の

給与引下げ（自らの分も含む）に努力をほらい、彼の本来の目的達成の素地をきずかんとするが、庶民院は、かかるベドフォード公を中心とする大貴族の財政節減——それと関連して財政危機を訴える——にもかかわらず、課税の拡大を躊躇し、ようやく一つの十分の一税・十五分の一税（ただし四〇〇〇ポンド減）を、そして羊毛関税、トン税、ポンド税の三七年までの延長・更新を承認したにすぎなかった。<sup>16)</sup>

以上、ランカスター朝治世における庶民院と封建大貴族の政治的關係を検討したことにより、当朝庶民院の政治面に占める立場は明らかになった。すなわち、貴族の庶民院にたいする政治的作用は強かったけれども、その貴族の支配の枠内においてではあるが、庶民院自体の独自性も、ここに認められた次第である。しかば、何故、庶民院は全面的には貴族の意向に従わず、或程度の独自性を保ち得たのだろうか。それは庶民院議員の本質に変化が生じたからに他ならず、従って次に、かかる議員の本質の変化現象について追求しなければならぬ。

① Jolliffe, J. E. A., *The Constitutional History of Medieval England*, 1954, p. 376.

② 一般にランカスター朝は王権が弱体で、大貴族の支配した時代といわれるが、その理由の一つに、ランカンター朝の開祖（ヘンリー四世の政權獲得手段が非合法）前王リチャード二世の王位を篡奪であり、即

位にあたって大貴族の強力な援助をうけた事実を挙げることが出来る。従って成立当初より、大貴族の政治に介入する比重は大きく、そのため統治機関としての合議機関が著しく発達し、王国統治はこれらの政治機関を通じて行なわれた。この特徴は、一三九九年一〇月六日開催されたヘンリー四世の第一議会におけるトマス・ブランチル大司教の演説の中に早速明確にあらわれている。それによると、王国の統治は、王自身の意志によつてではなく、最もすぐれた思慮深い人々の相談、忠告・同意を必要とするべきである。\*トマス・ブランチルらの相談、忠告・同意を行なう政治機関として、Privy Council (Great Council) Parliament の三部門を挙げることが、ランカスター朝における実際の行政は主に諮問会議を通じて行なわれ、(Great Council)で討議される場合もあった)これが統治機関の中で最も重要とされた。議会は審議・立憲、課税承認をとりまじり、最高の憲政機関としての位置を確立する。Privy Council, Great Council, Council の分析については別の機会に論じた。

- \* Ramsay, J. H., *Lancaster and York*, Oxford, 1892, vol. I, p. 1. Stubbs, W., *The Constitutional History of England*, Oxford, 1929, vol. III, p. 14. Plummer, C., ed., *Fortescue on the Government of England*, 1926, p. 4. Jolliffe, op. cit., p. 488.
- ③ Adams, op. cit., p. 222.
- ④ 国家財政における借款(封建大貴族からの)と臨時税との関係は、拙稿『ランカスター朝期における財政危機の一要因』、『ノートルダム清心女子大学紀要』(第2号)にて証明した。
- ⑤ Adams, op. cit., pp. 224-5. Stubbs, op. cit., p. 63. 一四〇七年の議会においてヘンリー四世の約した庶民院の課税先議権にかんする内容は次の通りである。「……貴族院も庶民院も夫々の院で討議または承認した如何なる課税についても、両院が一致した承認を与える

まで、国王に報告する必要はない。しかし、両院一致のものはじめて庶民院議長が国王に報告すべきである。……」\*

- \* Stephenson, C. S. & Marcham, F. G., *Sources of English Constitutional History*, pp. 264-5.
- ⑥ Richardson, H. G., *The Commons and Medieval Politics*, [T. R. H. S. vol. XXVIII], 1946, p. 29.
- ⑦ Ramsay, op. cit., p. 28, 30. Roskell, J. S., *The Problem of Attendance of the Lords in Medieval Parliaments* [B. I. H. R. vol. XXIX, No. 80], 1956, p. 178.
- ⑧ Ramsay, op. cit., pp. 194, 227-8. Roskell, op. cit., p. 181.
- ⑨ Ramsay, op. cit., pp. 242-3; Roskell, op. cit., p. 181.
- ⑩ Ramsay, op. cit., pp. 435-6; Steel, A., *The Receipt of the Exchequer*, 1377-1485, 1954, pp. 174-5.
- ⑪ Ramsay, op. cit., pp. 456-7; 478-9. Roskell, op. cit., p. 187. ケンヤールの分析によれば、本期の財政収入総額一〇四、五七九ギン、三、三三三、三三三ギンの中、借入金は三三、三三三ギンを数えるが、融資者の内分は、上記借入金三分の一は二月十五日にボウフット枢機卿が、また三月十五日にサマヤット伯が四〇〇〇ギンと云ふのである。
- ⑫ Adams, op. cit., p. 227. Jolliffe, op. cit., pp. 447-8. Jacob, E. F., *The Fifteenth Century*, 1961, p. 409; 411. Stephenson & Marcham, op. cit., p. 265.
- ⑬ Wilkinson, B., *Constitutional History of England in the Fifteenth Century*, 1399-1485, 1964, p. 280. 六つの議員請願の中、修正なしに可決されたのは、ヘンリー四世時代に認められた官職の終身適用、給与規定の特権を再保証する請願であり、一方完全に否決された請願は、普通法へ申し立てすべき種類の訴訟は最初に諮問会議

大法官庁が関与しないことを立法化する要請であった。また一部修正をまつて可決されたものの中、最も重要と思われる实例を一つ挙げる。それは庶民院における商人ステープラーズの請願で、ステープル諸特権の確認を要求したものであった。これは認可されたが、ただ、訴訟におけるステープル独自の執行行為への要請は否決のうきめにある。訴訟の管轄は旧来通り王璽下におかれることが確認されている。これら庶民院の請願をみても明らかなように、請願がそのまま立法化したのは、王國統治機構の権限（貴族が関与）に直接関係ないものに限り、裁判等統治の中樞機関への関与・権限委譲の要求は否決されたのである。

- ④ Wilkinson, op. cit., pp. 283-4, Richardson, op. cit., pp. 29-32.  
⑤ McFarlane, K. B., England: The Lancastrian Kings, 1399-1461. [The Cambridge Medieval History, vol. VIII, 1964.] p. 397. Ramsay, op. cit., pp. 453-6.  
⑥ Ramsay, op. cit., pp. 454-6.

### 三

当朝における庶民院議員の本質の変化は、具体的には（一）庶民院議員の背景の一つたる騎士層と貴族との主従関係の変化、（二）当朝庶民院における議員構成の性格・社会的基盤の変化が考えられる故、本節ではこれらの現象について分析する。

#### （一）貴族と騎士の相対的勢力。

中世英国における庶民院議員の構成基盤は、州選挙区の騎士層

と都市の市民の二種類から成っていたが、庶民院で政治的優勢をほこったのは、下級封建領主たる騎士層であり、この傾向は一五世紀においても変らなかつた。しかるに当期になると、かかる騎士層とその背景にある上級貴族との主従関係の本質が、従来の封建的主従関係から貨幣給付を媒介とする新しい主従関係に変化するものが生じ、この特質を中心とする社会的状況が庶民院のうごきにも影響したと考えられる。この現象については、すでに拙稿「Bastard Feudalism」考にて考察したので、ここでは簡単に、貴族と騎士層の相対的勢力を二つの分野——①貴族・騎士の財政（的基盤）、②選挙における貴族の影響力——から検討することにしよう。

#### ① 貴族と騎士の財政

③ 貴族の収入——一五世紀前半期に貴族院に召集された世俗貴族は、四五～五四人であったが、彼らの年間収入は、グレイの算出によれば、一四三六年、約四四、六五五ポンド（土地、地代、年金収入を含む。これは全貴族収入の年平均総計）、土地収入のみは約三九、七〇八ポンドと評価する。彼ら個々の年間収入については、一四三六年の課税記録をもとに算出されたものがあるので、その中、主な貴族の収入を表出すると第1表の如くなる。その他、ヨーク公リチャードの収入については、ロゼンタルが詳細を分析



第 I 表

貴 族		年間収入 (£)
大貴族	Richard, duke of York	3,231
	Richard, earl of Warwick	3,116
	Humphrey, duke of Gloucester	2,243
中貴 小族	William de la Pole, earl of Suffolk	1,667
	Humphrey, earl of Stafford	855

第 II 表

騎士(庶民院議員)	年間収入 (£)
William Bonville	1,230
John Pelham	870
Humphrey Stafford*	600
John Howard	400
Robert Roos	165
John Cochayne	200
John Graa	186

(本表における騎士の収入は、土地収入のみ、しかも全土地収入ではない)

(同年、三、四四七ポンドと評価)、ウォリック伯の収入はロスが検討、またパーシー家ノーザムブランド伯の収入にかんしてはビーンの研究(一四五五年、二、八二五ポンド)があり、かかる算定を総合して判断すると、各貴族の年間収入は三、〇〇〇〜一、〇〇〇ポンドであったと評価出来よう。<sup>③</sup>

◎騎士の収入——拙稿「Bastard Feudalism」考で作成した表示(第II表)によれば、富裕騎士層——庶民院議員の年間収入は約一〇〇〇〜一〇〇ポンドで、該当土地所有者数は二五〇人を数え

たことが明らかである。しかるに当時における騎士の総数は約七、〇〇〇人を数えるといわれ、彼らの標準平均年収は五〜四〇〇ポンド、騎士全体の年収を総計すると一五一、〇〇〇ポンドに達するのである。<sup>④</sup>

かくのごとく収入の面からみれば、総計において騎士の収入は、貴族のそれをはるかにうまわり、また個々の年収についても、中小貴族と騎士層上層部の場合とではあまり差異がないと考えられる。しかも上掲の二表に挙げたスタフォード卿の例をみても想定されるごとく、一五世紀の間にかんりの騎士が貴族に上昇転化する。<sup>⑤</sup>

また、上述で附言した貴族と騎士の新しい主従関係(貨幣給付)の成長にともない、騎士層は上級貴族の官庁官吏あるいは所領管理官として給与・年金をうけるものが多くなるが、この傾向は上級貴族の支出膨脹↓財政困難にともなう給与未払額及び借入金の累積を促進し、財政面から貴族は騎士に依存する場合もみられるにいたった。例えば、一四二〇〜二一年におけるウォリック伯の収支をみるとこのことがよくわかる。すなわち、収入二、九一八ポンドにたいし支出五、五六一ポンドと二、六四三ポンドの赤字を示す。最大の支出項目は給与支払分で二、八三二ポンドを数える。借入金については、商人や配下の騎士層からのものがかなり

多い。

② 選挙における貴族の影響力——

州選出の庶民院議員の多くは、大貴族と何らかの形でつながっており、従って選挙の際も、これら大貴族の干渉のあったことはたしかであるが、その結果は、必ずしも全面的に大貴族の意図通りになったのではない。この事例は、パストン家書簡集によくあらわされているので、ここでその一部を抽出してみよう。

まず一四五〇年、ヘンリー六世第十八議会の選挙に関するもの。十一月六日、ウェストミンスターで開催される議会のための召集令状が九月に発せられると、ノーフォーク州では、翌月、有力地主パストン家にたいして三通の書簡が発送されている。第一の書簡は（十月六日付）ロンドンに居住する一友人からのもので、その主な内容は次の通りである。<sup>①</sup>

拝啓、貴兄には、庶民院議員に当選すべく運動されたし、同時に私の上司ステイブルトン閣下にも当選の努力をなされるよう進言せよ。有権者は通知されれば、貴兄達に投票すると思う。……ノリッジ市選出議員にはジョン・ダムカウイリアム・ジュエニー当選をさせる配慮をなさるよう市長に尽力をお願いしたい。……また、ヤーマス市選出議員としては、ジョン・ジュエニーカリムナウアまたはだれかよい人を当選させるべくヤーマス市のことを考えていただきたい。……私の主君オクスフォード伯が私の主君ヨーク公に奉仕なされるのは賢明である。誠実にかゝる諸事

すべてを御配慮願います。

書簡中に依頼された候補者は、ヨーク公、その系統のオクスフォード伯の息のかかった人物であった。つづいて十月十六日、ノーフォーク公は、ヨーク公がノーフォーク州選出の候補者として認められた二人の騎士のために選挙運動をしてはならないと命じた。二日後、オクスフォード伯は、上院の二名を候補者として推薦してきている。その結果は、推薦候補の一人のみが州会で選出された。<sup>②</sup> また、一四五五年、ノーフォーク公夫人のバストン家にあつた書簡は、当時公が議会において如何に自己の配下に属する議員をもつことが必要であるかを説き、そのため、ジョン・ハワード卿とロジャー・チェムバレン卿への投票とその選挙運動を切望している。

ジョンバストン殿。

親愛なる貴下に心からの挨拶を送る。

さて今回、私の主人が種々の客観状勢のため、主人の配下に属する人、家臣を議席にもつことが全く必要であると考えられる。そこで私達は、貴下の好意と働きが有効な方法だと思ひ、心から次のことを貴下にお願する次第である。すなわち、私達のかゝる手紙を考慮して、私達のいとこで家臣たるジョン・ハワード卿とロジャー・チェムバレン卿に貴下の一票をあたえてほしい。また、貴下の知恵により、関係ある他の人々に彼らへの投票をすすめてほしい。そして貴下がこの義務を忠実に達成す

れば、主人と私にとってはこの上ないよろこびであり、これから後、全く貴下に感謝するであらうし、神の御恵みと御守護があたえられるであらう。

六月八日

フラムリンガム城にて記す  
ノーフォーク公夫人

これにたいして、選挙区は、必ずしもノーフォーク公の意図通りにならないのであるが、それは、バーストン家の家臣ジョン・ジュニーの主君バーストンへの返書により明らかに示される。

主君バーストン殿。尊台に申し上げ奉ります。尊台が庶民院議員の当選に尽力なされておられるハワード候補については、御期待にそいかねることを御諒承いただきたく思います。さきに選挙運動をたのまれたハワード候補とチェムバレン候補の中、ロジャー・チェムバレン候補についてはいろいろな選挙人に運動し、票の確保に協力を得たが、ハワード候補は、ノーフォーク州に居住しておらず、居住民との親交もないので彼の票は獲得出来ないことをロンドン在住のノーフォーク卿にも申しあげました。

六月二十四日

聖ヨハネの日イントウッド城にて記す  
臣 ジョン・ジュニー

結果としては七月二日、兩名とも当選している。

以上、封建大貴族と下級騎士——庶民院議員との相対的關係を概観したことにより、庶民院議員の或程度の独自性成立の基盤は明らかになったが、更にこの問題を深く掘りさげるためには、庶

民院における議員構成の性格、その社会的基盤の変化——ジュントリの要素の伸張について検討せねばならない。

(二)庶民院における議員構成の性格・社会的基盤の変化——ジュントリの要素の進出。

中世後期においては、交換・貨幣経済が発達するが、それにもない、下級封建領主たる騎士層は、現物・貨幣地代の有利さに着目し、自らの直営地を小作化してジュントリ地主的性格をおびるにいたる。一方、都市の市民の中にも利潤を土地に投資してジュントリの仲間入りをするものがあらわれるようになる。ジュントリなる新興地主層は急速に台頭し、この新興層が出身州における地盤の確立と庶民院への進出を開始するにいたった<sup>⑩</sup>。しかも、州選挙区数は都市選挙区数の約三分の一ほどしかなかった<sup>⑪</sup>ので、政治的野心をいなく新興ジュントリ層は、出身州の選挙区だけでなく、周辺の都市選挙区へも食指を伸ばし、この傾向がすすむにともない、庶民院におけるジュントリの背景は一つの大きな特徴と化したのである<sup>⑫</sup>。では、ジュントリ勢力の庶民院への進出状況を見るが、ここでは具体的に、彼らの都市選挙区への進出様相を検討する。なおその前に、中世本来の都市選出議員の姿について簡単にふれておこう。

中世における都市選出議員の型は、ロンドン、プリストル、ヨ

トクのごとき大都市出身のものと、中小都市の出身者に大別され、夫々異なった性格をもっていた。<sup>⑩</sup>前者は、主として貿易・国家財政に重要な役割を演じていた富裕な商人から成り、この型の議員は、十四世紀から十五世紀初頭まで庶民院において著しい活躍を演ずる。とくに、エドワード三世治世の議會においては、これら商人的要素の占める比重は大きく、羊毛課税をめぐる憲法論争が活発に展開されたことは周知の通りである。<sup>⑪</sup>後者は、各出身都市では行政部門に関与したり、商人ギルド内で重要な位置を占めていたが、富はあまり所有せず、庶民院においても、前者のように主要な活躍をしなかったと思われる。

このように、中世の都市選出議員は、庶民院への影響力、富に大小の差はあっても、いずれも商人的要素を背景にしていたこというまでもないが、一五世紀になると、かかる商人的要素は漸次後退し、都市選出議員の社会的背景には変化がみられる。その具体的現象のはじまりは、都市に居住しないものが都市選挙区より選出される事実の多くなったことによって明らかであり、この傾向はすでにエドワード三世の治世以来あらわれ、ヘーリー六世治世において顕著化したのであった。<sup>⑫</sup>

ここで一五世紀において都市に居住しないものの選出された実例を挙げると次のようになる。

ロスケルの一四二二年の庶民院議員を分析した研究によれば、当該議会における議員の中、純粋の商人は四〇人のみであり、更に詳細にコーンワル州都市の実例を挙げると、選出議員二人の中、商人は一人にすぎなかった。また、商人であっても、自分の居住地でない選挙区から選出された事実もみられる。例えば、ソールズベリーの商人、ジョン・ウィリーは、一四三七、四九年は同市選出議員であったが、三九年にはウイルトン、四七年にはマールバラ選出議員となっており、この三九年と四七年の二回の選挙の時は、ソールズベリーでは夫々都市に居住しないものを選出している。トマス・フリーマンは、一四四七～五五年の間に六回議席を占めているが、出身都市ソールズベリーからは一回（一四五〇年）選出されたにすぎなかった。<sup>⑬</sup>

では、都市居住者・非居住者の選出議員の割合は如何であったか。一四二二年以後のそれを挙げると、二二年には、まだ都市居住者の選出率は七七%と後者に比し圧倒的数字を示していたが、二二～四二年の二〇年間に、七七%から五八%と大きく減少し、一五世紀中葉には、両者の割合はほとんど同じ位に達したといわれる。<sup>⑭</sup>

かかる都市選挙区における非居住者選出の傾向は、以後一層顕著化するが、この場合、議員の社会的背景として考えられるのは、

第Ⅲ表

年 代	数	ジェントリ的要素
1449 2月	2	esquires
11月	3	〃
1450	4	〃
1453	5	〃
1459	10	?
1472~75	15	knights 5 esquires 10
1478	37	knights 3 esquires 32 gentlemen 2

近隣のジェントリ層である。しかも、都市居住者出身議員においてさえも、本来の意味における商人階層は少なくなり、ジェントリ的要素をもつものが多く選出されるにいたった。上掲した一四二二年の議員については、その四分の三は都市居住者出身議員であったが、その内分は四対三の比率で商人よりもジェントリ層出身の議員が増加している<sup>⑩</sup>。従って都市居住者・非居住者たるをとわず、都市選挙区にはジェントリ層が進出するようになったが、ここでジェントリ層の伸張状況を詳細に検討せねばならない。

当論者における「ジェントリ」の概念は、すでに本節註⑩にて規定したが、当時の史料にあつては、「ジェントリ」なる語を明確に記録したものはほとんどなく、一部は knight, esquire と叙

述されている。しかもこれら knight, esquire 自体も、第Ⅲ表<sup>⑩</sup>によって明らかなくとくそんなに多くはみられない。しかし各議員の経歴から判断すれば、knight, esquire 層と同階層のメンバーが

第Ⅳ表 1478年の議会

都市名	議員	経歴
Bodmin	John Fyneux	a Kentish justice of the Peace
	Henry Chechele	a Cambridgeshire justice
Helston	William Milford	a Somerset landowner (すでに以前も各地から選出されていた)
	John Bam	1467年 Rochester 選出の John Bamme <Gentilman> と同一人であろう
Launceston	John Fogge	Sin John Fogge (Treasurer of the Household) <当議会で Kent 選出> の息子であろう
	Thomas Tresawell	a Cornish Justice
Liskeard	Richard Sheldon	後 an Exchequer Auditors
	John Sheldewyche	?
Lostwithiel	Thomas Kehill	a Leicestershire justice
	Thomas Powtrell	後 Derbyshire justice of the Peace
Truro	Rsbert Cinte	?
	Henry Frowyk	a Middlesex londowner and Justice

多く選出されたことはたしかであり、これらは凡そジェントリの範疇に入れて考えてよいだろう。第Ⅳ表は、ヨーク朝治世、一四七八年におけるコーンウォール州の六都市の選出議員とその経歴を列挙したものであるが、これを見ると、各議員の経歴から判断して、コーンウォール州六都市の議員の大半はジェントリの範疇に属すると推定することが出来る。また他の都市においても同様の現象があらわれており、例えば、一四七八年、プリマス選出のアルフレッド・コーンバラは、一四六七年にはコーンウォール州選挙区から選出され、公領の知事兼土地没収官、その他王室財務府の官吏等の経歴をもっていた。彼の同輩議員リチャード・ベイジは、王室府弁護士兼エルサム荘園の執事であったことである。<sup>②</sup>

このように、ヨーク朝になると、ジェントリ層の都市選挙区への進出現象はかなり明確に史料にあらわれるが、一方、ランカスター朝においては、第Ⅲ表によっても明らかなくとく、ジェントリの要素を掲載した記録は少なく、はっきりとジェントリ層の進出を証明すべきものをもつことは出来ない。しかしながら、当朝においても第Ⅳ表に掲げたような性格を有する議員がかなり進出されたことは疑いなく、とくにヘンリー六世治世後半からこの傾向は著しくなったといえよう。

かくてジェントリ層の都市選挙区への進出は、州選出議員と都

市選出議員の基盤の同質化を促進するにいたり、やがて庶民院の社会構成基盤はジェントリ層を中心とするものに変化するが、かかる基盤の変化過程を更に根拠づけるため、最後に州選出議員と都市選出議員の基盤の同質化現象を両者選出議員相互の關係に焦点をあわせて考察する。

- ① 拙稿『「Bastard Feudalism」考』（『岡山史学』一三号）
- ② この二分野については拙稿「上掲論文」にて簡単に説明してある。
- ③ Williamson, op. cit., p. 293, Jacob, op. cit., pp. 334-5, Kose-nthal, J. T., Fifteenth-Century Baronial Incomes and Richard, Duke of York. [B. I. H. R.] vol. XXXVII, No. 96, 1964, pp. 233-9, Ross, C., The Estates and Finances of Richard Beauchamp Earl of Warwick, 1956, pp. 3-9, Bean, J. M. W., The Estates of the Percy Family, 1968, p. 81.
- ④ 拙稿「上掲論文」五六頁。Williamson, op. cit., p. 293.
- ⑤ この説明については拙稿「上掲論文」五七頁。また、本稿第四節において、ロンドン商人とジェントリの關係の箇所があるが、ここでは簡単にふれておいた。
- ⑥ 封建貴族の財政（収入・支出）については別の機会に検討するが、ここではウォリック伯の收支の概略だけを例に挙げておこう。Ross, op. cit., pp. 14-7.
- ⑦ この書面の抜萃は、McFarlane, Parliament and Bastard Feudalism [R. H. R.] vol. XXVI, 1944, 中に引用されたものから (p. 57) 採用した。ところの「この文の掲載された」は Gardner Paston Letters が入手出来なかったためである。
- ⑧ McFarlane, op. cit., pp. 56-8, Roskell, op. cit., p. 22.

- ⑨ Warrington, J. ed., *The Paston Letters* [Everyman's Library] vol. I, pp. 103-4, この書簡は「拙稿「上掲論文」にも挙げた。
- ⑩ *ibid.*, pp. 104-5.
- ⑪ 中世における州選出議員の基盤は騎士階層であり、彼らは庶民院においてかなり優勢な地位を占めていたが、彼らの庶民院への進出—中央政治への野心—にたいしてはあまり関心を示さず、むしろ議會への奉仕を嫌う傾向にあった。<sup>\*</sup>しかるに一五世紀以来、騎士階層が地主的性格をおび新興ジェントリ階層を形成するようになると、彼ら新興層は中央政治への参加に強い関心をもち、その手段として庶民院への進出を開始したのである。ここに新興ジェントリ層とは如何なる定義が与えられるべきか。「ジェントリ」の概念規定を確立することは非常に困難で、種々の論争の存すること周知の通りであるが、この問題はまた別の機会に論ずるとして、本稿では、ただ地主的性格をもつにいたった騎士階層一般をジェントリ層と規定しておく。Richardson, *op. cit.*, pp. 38-9.
- ⑫ 州選挙区数は中世を通じて三七(議員定数七四名)と不動であったのに対し、都市選挙区数は選挙毎にことなり百から百數十(議員数二〇〇〜二五〇)を数えた。Maitland, F. W., *The Constitutional History of England, 1945*, pp. 172-4, McKisack, *op. cit.*, pp. 44-5.
- ⑬ McKisack, *op. cit.*, p. 113.
- ⑭ *ibid.*, pp. 100-105.
- ⑮ この問題については、藤原浩「エドワード三世の羊毛政策(史学雑誌六三—一九)」が詳細な分析を行なっている。
- ⑯ *ibid.*, p. 112. Roskell, *op. cit.*, p. 127, 130.
- ⑰ Roskell, *op. cit.*, pp. 48-9.
- ⑱ *ibid.*, p. 132.

⑲ *ibid.*, pp. 130-1.

⑳ 第三表は、マキサックの各都市における都市選出議員の出自を検討したことから抽出して便義上作成したものである。従って本表は絶対的価値をもつものではなく、ただこれによりジェントリ要素の凡その見当がつけば幸である。McKisack, *op. cit.*, pp. 106-113.

㉑ 第四表は同じくマキサックによる一四七八年、コーンウォール州六都市の選出議員の分析を表にまとめたものである。*ibid.*, p. 109.

㉒ *ibid.*, p. 109.

㉓ Roskell, *op. cit.*, p. 135.

㉔ かかる州・都市選出議員の基盤の同質性—庶民院におけるジェントリ基盤—の確立は、テューダー絶対主義議會の一大特色で、とくにエリザベス一世治下の庶民院においてその典型的様相がみられたのである。今、ニールの研究から、一五八四—五年と一五九三年の議會を例にとればよくわかる。前者においては、議員総数四六〇名の中、ジェントリ層の範疇に属さない議員はわずか五三名しか数えず、後者の議會についても(議員総数四六二名)大体同様の数があらわれている。そしてこの議會における議員構成は、州選出議員九〇名、都市選出議員三七二名と四対一の割合で後者議員の数が多かったが、実際上におけるジェントリ対市民の比率は、前者が四、後者が一の割合となっていた。Neale, E., *The Elizabethan House of Commons*, London, 1961, pp. 147-8.

#### 四

庶民院におけるジェントリ基盤確立の主要因は、彼らの都市選出区への侵透に存することすでに明らかにしたところであるが、

では何故、彼らは都市選挙区へ容易に進出出来たのだろうか。その理由としては種々考えられるが、ここでは大きく四つに分けて検討する。

(一)都市選出議員と州選出議員との密接な関係——そもそも、庶民院の成立以来、都市選出議員たる市民と州代表の騎士とは利害の共通するところが多かったが、この両者の協調関係は婚姻等の結びつきを通じて時代とともに一層深化し、一五世紀には、両者の議員はたがいに関連をもつものが多くなった。<sup>①</sup>今、この事実を示すため、二、三の議員を例に挙げてみよう。

ヘンリー・フローク<sup>②</sup>へロンドン市選出議員、ミドルセックス州選出議員、トマス・フロークの弟。フローク家は、一四世紀中葉以来、代々、同州選出議員を輩出する名家であり、当代、兄のトマス・フロークは、同州にある財産をうけつぎ選出議員となったが、弟ヘンリーはロンドンに移住、絹織商として活躍、同市から議員として選出された。また、彼の義兄弟トマス・シャルトンもミドルセックス州選出議員であった。

ウイリアム・スターミー<sup>③</sup>ハムプシャー、デヴォン、ウイルトシャー州から選出された。彼は、おじヘンリー・スターミーの相続者でハムプシャーの北部、ウイルトシャーの東部(年収一三〇ポンド)、及びデヴォン(四〇ポンド)の土地を相続した地主で

あったが、息子ジョン・スターミーは、二二年、ルダーシャル市、二三年、マールバラ市、三一年、ベッドウィン市から選出された。孫ジョン・セイマーは、二二年、ルダーシャル市、三五年、三九年、四五年にはウイルトシャー州選出の議員となっている。

ジャー・ウオーフェルド<sup>④</sup>バッキンガムシャーの有力地主ストノー家の収入役であったが、ウオリングファード市選出議員となった。

(二)ジェントリの政治的野心——ジェントリは、従来、王室、貴族家政府、荘園等の官吏または法律家として活躍しており、その政治的経験はきわめて豊富だった。従って彼らの政治的関心は高く、地方におけるかかる経験を背景に州選出の議員となり、中央政界への進出を企図したが、そのための手段として、彼らはすでに明らかにしたごとく大貴族との結びつきを考慮するとともに、一方において都市選挙区への進出をのぞんだわけである。その場合、州選出議員は、ジェントリの本家、附近の都市選挙区から選出されたものは、本家の息子または分家であったといわれるが、このことは、先きに例証したフローク家やスターミー家の場合をみてもよくわかる。

(三)都市の議員選出にたいする態度——ジェントリのかかる野心にたいして、都市の態度は如何にというに、一五世紀になると、



都市自体としてもジェントリの都市選挙区への流入を歓迎する傾向を示した。というのは、都市は議員を選出した場合、その議員にたいして、議会の開会中、議員手当を支給せねばならなかったのに対し、ジェントリは、議員になることを立身出世の一段と考へ、自発的に議会への開拓道を欲したものであるから、都市は彼らにたいしては手当を支給する必要がなく、都市財政に負担がかからなかったからであらう。<sup>⑥</sup>

都市の議員手当支給の慣行は、エドワード三世治世以来のこととされており、その支給率は、一般に一日につき、騎士四シリング、市民二シリングとなっていたが、必ずしも一定したものでなく、都市・時代により異なっていた。概して一四世紀には高率を支給した都市が多く、ヨーク・リン市等は顕著な例である。前者は、一三三四年二月の議会で、二名の議員にたいし、六ポンド一五シリング九ペンス、一三三六年三月の議会においては、八ポンド一シリング八ペンス支給。この両議会とも、わずか一〇日しか開会されなかった。後者は一三五〇年以来、選出議員にたいし、一日、三シリング四ペンス支給している。ところが一五世紀になり、経済的不景気が到来すると、それは当然都市にも影響をおよぼし、都市経済は著しい圧迫をうけるに至った。そのため都市は、出来るだけ財政支出の削減に努力し、選出議員にたいする手当の

支給額を減ずるのである。例えば、ケムブリッジでは、一四二七年から一シリングに、リンは四二年、三シリング四ペンスから二シリングへと削減したごとく。<sup>⑦</sup>

このように都市は経済的不振にともない、議員手当の削減とともに、費用のかからないジェントリ層に選挙区を提供するを喜んだのだが、かかる都市の態度は、右のごとき財政事情の他、都市本来の性格にも由来すると思われる。すなわち、都市は中央政界で政治的に勢力を伸張するよりも、本質的に商業・貿易に重点をおくことをのぞんだに相違なく、しかも一五世紀における都市経済の変化——中世的経済組織(クラフト・キルド)の解体がすすむにともない、この傾向はますます強くなった。<sup>⑧</sup>

(四)中世庶民院における騎士出身議員の優越性——前節でふれたごとく、議員定数ははるかに都市選出議員の方が多かったが、議会の主導権は州選出の騎士議員が掌握していた。都市選出議員は、ただ①各出身都市の不満にたいする請願、②都市の一般的業務、③議会開会中における諸議事の都市への報告等の役割をはたしたにすぎない<sup>⑨</sup>。従って、都市は政治的に有力な騎士ジェントリにその地盤を提供した方が自らの利益にもなったのである。

かくして、一五世紀にはジェントリの都市選挙区へ進出する環境が培養されたのであったが、かかる傾向を更に促進したものに、

ジュントリと商人の社会的關係が著しく密接になった点が挙げられる。元來、商人と都市近郊のジュントリは、商業取引（とくに羊毛取引）の面から接觸を保っており、貨幣經濟の進展する一五世紀には、兩者の關係は一層緊密化するにいたる。ここで、右の現象が最も典型的にあらわれているロンドン商人と近郊ジュントリの關係をとりあげると次の通りである。

ウースター州選出議員ジョン・スロックモートンは、羊毛取引においてロンドン羊毛商人と關係をもっていた。<sup>⑪</sup>一五世紀の不完全な記録によると、聖ジョン・バプティスト団体に参加した約二〇〇名の中には、財務府や王室府會計部の高官の名前がみえるかと思えば、ジョン・バストンや彼のバトロンのジョン・ファストルフのような騎士が、またその他エクスター、グロスター、レイゲイト、シュロップシャー等諸州のジュントリの名前が記録されている。商人の有力なジュントリにたいする奉仕の事実については、セリ家とジョン・ウエストン卿との關係をみれば明らかである。ロンドン在住の高級官吏や富裕ジュントリは、各州に多くの所領をもつ例が多いが、例えば一四三六年の評価によると、ロンドン在住の最大の土地所有者、ウイリアム・ヴェノアは七州に所領をもち、年収一六六ポンドを数え、彼に次ぐ富裕者、パークレ未亡人は、年収一六〇ポンド、その他シモン・キャムプ（一時、

ヘンリー四世皇后の財務官であった）は、土地収入一二〇ポンド、王室よりの年給四〇ポンドとなっていた。しかもこれらジュントリは、ほとんどロンドンの各団体と關係を有しており、上掲のヴェノアに例をとると、彼は食料品商の団体に加入していたごとくである。<sup>⑫</sup>

このように、ロンドン市民・商人と近郊のジュントリとは密接な關係を有していたが、更に兩者の同質化の重要な要因として、ジュントリの商人化へジュントリが出身州からロンドンへ移住して商人的要素をもつに至ったこととロンドン商人のジュントリ化（ロンドン商人が近郊諸州に土地を購入してジュントリ化したこと）の二現象が挙げられる。<sup>⑬</sup>

まず前者の例からみると、リチャード・ウイティングトン（ロンドンの絹織物商、一三九三〜一四二三年、市参事会員）<sup>⑭</sup>グロスターシャーのジュントリ、ウイリアム・ウイティングトンの息子、ロバート・ンチリ<sup>⑮</sup>（食料品商、一四〇二〜二六年、市参事会員）<sup>⑯</sup>ノーザムプトンシャーのヨーマンの息子。

トマス・ーク<sup>⑰</sup>（呉服商、一四五六〜七一年、市参事会員）<sup>⑱</sup>サフォクのラヴィンハムのロバート・ークの息子のごとくである。

後者については、むしろの方が顕著であり、ジュントリ化した商人は、生涯の一部または晩年引退して、購入した農村の所領

に居住した。彼らは、諸州の旧家と婚姻もしくは旧名家への奉仕（官吏として勤務）を通じて密接な関係を保つよう努力し、とくに名望あるジェントリや貴族と血縁を結んだものの子孫は、有力なジェントリとなったり、貴族へ身分上昇したのである。<sup>⑩</sup>

今、その関係を実例を挙げてみると次の通りである。

アダム・フラウンセイ<sup>⑪</sup>へロンドン絹織物商、一三五七〜七五年、市参事会員——ミドルセックス州のエドモントン荘園を購入、息子のアダムは騎士とされ、更にエシックス州のコプハム荘園も獲得。卿の姉妹アジエンスはウイリアム・ポーター卿（貴族の家系）と結婚、アダム卿の娘エリザベスはミドルセックス州の名家シャールトン家のトマスと結婚。トマスは、一四年十一月、二一年五月、二二、二五、二七、三一年、同州選出議員となる。彼の息子トマスは、四二、四七、五三〜五四、五九、六〇年、同じく同州選出議員であった。

トマス・フローク<sup>⑫</sup>本節の最初に叙述したごとく、フローク家は、一五世紀にはミドルセックス州の有力なジェントリであったが、この祖はロンドンの旧家に由来、すなわち、エドワード一世治世の初期、市参事会員を輩出、一四世紀初期には富裕な金工商であった。そしてトマスの祖父がミドルセックス州に土地を購入、その地方の名家となり、祖父以来トマスにいたる三代の間、継続

して同州選出議員の榮譽を獲得している。

ニコラス・ウオトン、トマス・ノールズ、ジェフリーポリー、ラフル・ジョセリン等<sup>⑬</sup>彼らの子孫は著しく勢力を増し、貴族に列するに至る。

ところで、ロンドン商人のジェントリ化について注目すべきは、彼らが農村に移住してもロンドンの市民権は失わず、やはり商業取引の面から絶えずロンドンとの連絡は保っていたことである。そのため土地投資の対象となった範囲は、主に都市経済圏内の諸州が考えられ、とくに彼らの好んだ州としてはミドルセックスとサリーが挙げられる。事実、この兩州では、土地所有に関する記録にロンドン由来のジェントリの名前が多く書かれている。この二州の他では、ケント、ハーフォードシャー、ノーフォーク州等の土地が購入されたようであり、二代、三代となるに従って、ロンドンからかなり遠方の地方とも関係が結ばれるようになった。<sup>⑭</sup>

以上ロンドン市民・商人と近郊のジェントリは同一社会基盤を構成するまでに緊密化したことが明らかになったが、かかる状態は、他の都市と近隣ジェントリとの間についても同じくあてはまるわけである。従って、このような市民とジェントリの社会基盤の同質化が、州選出議員と都市選出議員の関係を密にするは勿論、更には都市自体の性格ともあいまって、ジェントリ層の都市選挙

区への進出を容易ならしめたと結論づけることが出来よう。そしてこの現象の生じた時期がまさにランカスター朝治世だったのである。

- ① Roskell, op. cit., p. 61. McKisack, op. cit., pp. 115-6.
- ② Roskell, op. cit., pp. 61-2, 164, 181-2.
- ③ *ibid.*, p. 62, 215, 221.
- ④ *ibid.*, p. 59, 62, 233.
- ⑤ *ibid.*, p. 134. McKisack, op. cit., pp. 113-4.
- ⑥ McKisack, op. cit., pp. 116-7. 一方、州選出議員にたる議員手当は、エドワード二世治世以来一四世紀においては常例となっており、その支給率は、一三二七年の法令で一日につき四シリングと規定されたが、それを負担したのは州の共同体(州に在住する者で、身分的には貴族以下、騎士以上、農夫以下、職人以上)であった。というのは、州選出議員の主要義務の一つは、州民の利益―請願を議会に反映することだったからである。このような理由から、前節註①で示したごとく、一五世紀以降のシェントリ層とは異なり、騎士層は議員となることに無関心、エドワードよりむしろ好まなかったと見える。Cam. H. M., *Liberties and Communities in Medieval England*, 1963, pp. 237-247.
- ⑦ McKisack, op. cit., pp. 82-99. Roskell, op. cit., pp. 141-2.
- ⑧ Roskell, op. cit., p. 141. なお一五世紀における都市経済の変化については、別の機会に改めて論じた。
- ⑨ McKisack, op. cit., pp. 133-4.
- ⑩ Thrupp, S. L., *The Merchant Class of Medieval London*, 1948, p. 234.
- ⑪ *ibid.*, p. 256.
- ⑫ *ibid.*, pp. 257-260.

⑬ Kingsford, C. L., *Prejudice and Promise in Fifteenth Century England*, 1962, p. 121.

⑭ *ibid.*, p. 121. Thrupp, op. cit., p. 374.

⑮ 以下同書248。

## 五

以上詳述したことによって、ランカスター朝庶民院の本質の一端は明らかになった。すなわち、同治世においては、封建大貴族の勢力が著しく強く、庶民院は彼らの支配・影響下に憲政的特権を確立、封建貴族の王権制限の企図に重要な役割を演じたのであったが、その貴族的支配の枠内においてであれ、庶民院自体の独自性がみられたことは注目されねばならない。ここに庶民院の独自性と関連して、当朝庶民院におけるシェントリ基盤の成立が考えられる。具体的には(一)議員の構成要素の中心たる騎士層のシェントリ化にともなう彼らの政治的、社会的基盤の確立(上級貴族との主従関係の変化などの事情により上級貴族に匹敵する勢力をもつものが出現)、(二)ヘンリー六世治世後半以降における彼らの都市選挙区への著しい流入(庶民院への積極的進出)なる現象が生じ、これらの現象は、農村シェントリの都市の市民の基盤の同質化によって促進されたのであった。かかるシェントリ基盤の成立は、庶民院に或程度の独自性を発揮させる重要な一因

をつくるとともに、ヨーク、テューダー朝庶民院の主要な社会的基盤を構成する進路をもぎびいたといえよう。

かくしてテューダー絶対主義議会の社会的基盤(ジュントリ)は、実にランカスター朝庶民院の中につちかわれていたといつてよく、この社会構成の面からすれば、ランカスター朝庶民院とヨーク、テューダー朝庶民院はその性格において、同質的要素を有するものと評価されるであろう。

しかるに一方、前者と後者の議会で、対照的要素の存在することも考慮せねばならない。それは両者の庶民院における政治勢力の相異から発するものである。前者の政治勢力・影響力の中心は封建大貴族であったのに対し、後者になると、とくに一四七一年以降、国王の絶対主義的統治政策がすすむにともない、貴族の庶民院への影響力が弱まり、国王の力がこれに代ったとみられる。<sup>①</sup>かような政治勢力・影響力の相異が、ランカスター朝庶民院の王権制限的性格に対し、後者の王権にたいする従順的傾向という対照的性格をもたらしたことはいうまでもない。

このように、庶民院の背景にある政治勢力・影響力の面から判断すると、ランカスター朝庶民院の封建的本質<sup>②</sup>に対し、ヨーク朝のそれは絶対主義的性格をもつことが明らかであり、両庶民院の対照性にも評価が与えられなければならない。しかしながら、こ

の両者の対照性は、庶民院にたいする政治的影響力の相異(封建制から絶対主義への移行における支配勢力の交代(封建貴族↓国王)にもとづくが当然なる故、従来の学説のごとき、前者における憲政的意義の強調、後者の憲政的後退の見解は妥当とはいえない。しかも、一九世紀に至る英国憲政発達の基盤たるジュントリ層がランカスター朝からヨーク・テューダー朝庶民院への展開過程の中に確立されていく事実を考慮すれば、ランカスター朝庶民院の再評価は勿論のこと、ヨーク・テューダー朝庶民院にたいしても、英国憲政史上における発展的評価が認められねばならないと考える。

- ① この政治的勢力の交替を示す証拠は数多く存するが、その一例としては、両議会の開会数の極端な相異が挙げられる。ランカスター朝治世においては、一三九九～一四六一年の間に四五回と多きを数え、とくにヘンリー四・五世の治世にはほとんど定期的な開会が行なわれた。一方、ヨーク朝治世になると、六一～八五年の間にわずか八回しか開かれてない。また後者では、議会の国王に対する抵抗はみられない。Wilding, N. & Laundry, P. ed, *An Encyclopedia of Parliament*, 1957, p. 629. ヌーク朝議会については、大野真白著「上掲論文」。
- ② 封建的といっても純粹の封建関係ではなく、拙稿「Bastard Feudalism」考で明らかにしたことく、封建制の変則的な形態であるが、ここでは封建貴族との結びつきの強さの点から封建的なる語を使用した。

# The Commons in the Lancastrian Parliament and their Development

by

Hisao Ono

In Comparison with Yorkist and Tudor Commons, the Lancastrian ones have been heretofore too highly estimated in their constitutional history. The estimate depends on the fact that the Lancastrian governments were influenced by a few powerful nobles, and there is new opinion asserting that the Lancastrian period had given birth to the gentry that forming the majority of the parliamentary members during the days of Tudor absolutism, played the important part in English parliamentary development from medieval ages to the nineteenth century. Of the political and social relationship between the nobles and gentry members, however, any consideration is not given.

Aiming to investigate the character of the Commons in the Lancastrians, the author of this paper examined the following problems:

- 1) the political actions between the great nobles and the Commons,
- 2) the changing character of the social compositions in the parliamentary members—country gentlemen's invasion to the borough's constituencies,
- 3) the social compositions in the parliamentary members—the compositions becoming more homogeneous.

## Planning of Preservation and Rehabilitation

—A project to preserve the historical and cultural heritage—

by

Kôji Nishikawa

In accordance with the renovation of scientific technique and economic development, the human environment of living is destined for its constitutional reconstruction with the very scale and seriousness that have never been experienced. This caused the confrontation between preservation and exploitation for the historical and cultural heritage which are sometimes considered as a contradictory idea, though both ideas